

新潟県条例第20号

手数料の納入義務者の利便性の向上を図るための関係条例の整備に関する条例

(新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部改正)

第1条 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例(昭和31年新潟県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

	改	正	後	改	正	前
第3条 手数料は、条例で定める証紙により納入しなければならない。 ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。				第3条 手数料は、条例で定める証紙により納入しなければならない。 ただし、前条第2項の手数料については、この限りでない。		
(1) 前条第2項の手数料						
(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする手数料						

第2条 新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

	改	正	後	改	正	前
(入学考査料)				(入学考査料)		
第2条 (略)				第2条 (略)		
2 (略)				2 (略)		
3 前2項の入学考査料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 ない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2 の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについて				3 前2項の入学考査料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 ない。		

4 (略)	4 (略)			(証明事務手数料)																				
				第3条の5 (略)																				
				2 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 ただし、 <u>地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に</u> <u>対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>																				
	3 (略)	3 (略)																						
				(新潟県立職業能力開発校条例の一部改正)																				
				第3条 新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号） の一部を次のように改正する。																				
				次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。																				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改</th> <th>正</th> <th>後</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>改</td></tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>正</td></tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>前</td></tr> </tbody> </table>		改	正	後						改					正					前
	改	正	後																					
				改																				
				正																				
				前																				
				(入校考查料)																				
				第12条 (略)																				
				2 前項の入校考查料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 ただし、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の</u> <u>規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについて</u> <u>は、この限りでない。</u>																				
	3 (略)	3 (略)																						
				(証明事務手数料)																				

第19条 (略)	第19条 (略)
2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納 付の委託をするものについては、この限りでない。	2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。

3 (略)

(新潟県公害紛争処理条例の一部改正)

第4条 新潟県公害紛争処理条例（昭和45年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

(手数料)	改	正	後	(手数料)	改	正	前
第8条 (略)				第8条 (略)			
2 (略)				2 (略)			
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指 定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで ない。				3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。			
4・5 (略)				4・5 (略)			

(新潟県旅館業法施行条例の一部改正)

第5条 新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

(手数料)	改	正	後	(手数料)	改	正	前
-------	---	---	---	-------	---	---	---

		第12条	(略)	
2・3	(略)	2・3	(略)	
4 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指 定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで ない。</u>	4 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。			
5 (略)	5 (略)	5	(略)	
(新潟県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例の一部改正)				
第6条 新潟県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例（昭和47年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。				
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。				
		改	正	後
(納入方法)				
第3条 手数料は、条例で定める証紙により納付しなければならない。 ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定 による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、こ の限りでない。				
(新潟県建築基準条例の一部改正)				
第7条 新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。				
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。				
		改	正	後
(手数料の納入)				
第29条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た く				
(手数料の納入)				
第29条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た く				

だし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。		
2 (略)	2 (略)	
(新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部改正)		
第8条 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。		
次の表の改正後の欄に下線が引かれた部分を加える。		
	改 正 後	改 正 前
(徴収方法)		(徴収方法)
第3条 手数料は、条例で定める証紙により徴収する。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。		第3条 手数料は、条例で定める証紙により徴収する。
(新潟県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置の基準等に関する条例の一部改正)		
第9条 新潟県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置の基準等に関する条例（昭和51年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。		
次の表の改正後の欄に下線が引かれた部分を加える。		
	改 正 後	改 正 前
(手数料)		(手数料)
第6条 (略)		第6条 (略)
2 (略)	2 (略)	
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指 定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで ない。	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。	

4 (略)

(新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和52年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

	改	正	後	改	正	前
(手数料)				(手数料)		
第19条 (略)				第19条 (略)		
2 知事は、天災その他特別の事由により特に必要があると認めると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができます。				2 知事は、天災その他特別の事由により特に必要があると認めると認める場合は、前項に掲げる手数料の全部又は一部を免除することができます。		

(新潟県農業大学校条例の一部改正)

第11条 新潟県農業大学校条例（昭和58年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

	改	正	後	改	正	前
(入校考查料)				(入校考查料)		
第6条の2 (略)				第6条の2 (略)		
2 前項の入校考查料は、条例で定める証紙により納めなければならぬ。ただし、 <u>地方自治法</u> （昭和22年法律第67号）第231条の2の2の2ない。				2 前項の入校考查料は、条例で定める証紙により納めなければならぬ。ただし、 <u>地方自治法</u> （昭和22年法律第67号）第231条の2の2の2ない。		

規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについて			
<u>3</u>	<u>3</u> (略)	<u>3</u> (略)	<u>3</u> (略)
(証明事務手数料)	(証明事務手数料)	(証明事務手数料)	(証明事務手数料)
第9条の2 (略)	第9条の2 (略)	第9条の2 (略)	第9条の2 (略)
2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 <u>ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>	2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 <u>ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>	2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 <u>ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>	2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 <u>ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>

(建築士法の特例等に関する条例の一部改正)			
第12条 建築士法の特例等に関する条例（昭和59年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。			
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。			
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。			
改	正	後	改
(手数料の納入方法)		(手数料の納入方法)	
第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。		第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、前条第1項から第4項までの規定により指定登録機関等に納めるものにあつては、この限りでない。	
(1) 前条第1項から第4項までの規定により指定登録機関等に納めるもの		(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定によ	

る指定納付受託者に対する納付の委託をするも

(新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例の一部改正)

第13条 新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例（昭和59年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改	正	後	前
(手数料の納入方法)			
第8条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。			第8条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。

(新潟県化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第14条 新潟県化製場等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改	正	後	前
(手数料の納入方法)			
第10条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。			第10条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。

(新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第15条 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

	改	正	後	改	正	前	
(手数料)				(手数料)			
第16条 (略)				第16条 (略)			
<u>2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、</u>				<u>第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。た</u>			
<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指</u>				<u>だし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定に</u>			
<u>定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで</u>				<u>よる指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この</u>			
<u>ない。</u>				<u>限りでない。</u>			
(新潟県家畜商法関係手数料条例の一部改正)							
第16条 新潟県家畜商法関係手数料条例（昭和62年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。							
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。							
(手数料の納入方法)	改	正	後	(手数料の納入方法)	改	正	前
第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 <u>た</u>				第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。			
<u>だし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定に</u>				<u>だし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定に</u>			
<u>よる指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この</u>				<u>よる指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この</u>			
<u>限りでない。</u>				<u>限りでない。</u>			
(新潟県屋外広告物条例の一部改正)							
第17条 新潟県屋外広告物条例（平成7年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。							
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。							

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

	改	正	後		改	正	前
(講習会)				(講習会)			
第30条	(略)			第30条	(略)		
2～4	(略)			2～4	(略)		
5 講習会を受講しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の受講手数料を納めなければならない。				5 講習会を受講しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の受講手数料を、条例で定める証紙により納めなければならない。			
(1)・(2) (略)				(1)・(2) (略)			
6 前項の受講手数料は、条例で定める証紙により納めなければならぬ。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。				6 (略)			
(業務主任者の選任)				(業務主任者の選任)			
第31条 屋外広告業者は、第29条の2第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者たちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。				第31条 屋外広告業者は、第29条の2第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者たちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。			
(1)・(2) (略)				(1)・(2) (略)			

		(3) 他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う講習会の課程を修了した者	(3) 第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う講習会の課程を修了した者
	2	(4) (略)	(4) (略)
		(手数料)	(手数料)
		<p>第34条 この条例の規定による許可又は確認（これら期間の更新を含む。以下この項において同じ。）を受けようとする者は、別表に掲げる手数料を納めなければならない。ただし、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために貼り紙、貼り札等、広告旗及び立看板等を表示し、又は設置するためには許可又は確認を受けようとする場合は、当該手数料を納めることを要しない。</p> <p>2 次条第3号に規定する許可を受けようとする者及び広告物等の表示又は設置が第14条第1項の基準に適合しない場合において同条第2項の規定により審議会の議を経て許可を受けようとする者は、前項の手数料のほか、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 貼り紙又は貼り札等 1枚につき5,125円 (2) • (3) (略)</p>	<p>第34条 この条例の規定による許可又は確認（これら期間の更新を含む。以下この項において同じ。）を受けようとする者は、別表に掲げる手数料を、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために貼り紙、貼り札等、広告旗及び立看板等を表示し、又は設置するためには許可又は確認を受けようとする場合は、当該手数料を納めることを要しない。</p> <p>2 次条第3号に規定する許可を受けようとする者及び広告物等の表示又は設置が第14条第1項の基準に適合しない場合において同条第2項の規定により審議会の議を経て許可を受けようとする者は、前項の手数料のほか、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 貼り紙又は貼り札等 1枚につき5,125円 (2) • (3) (略)</p> <p>3 第29条第1項の規定による登録又は同条第3項の規定による更新の</p>

<p>登録を受けようとする者は、1万円の手数料を納めなければならない。</p> <p><u>4 前3項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。</u></p> <p><u>ただし、地方自治法第231条の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p>	<p>登録を受けようとする者は、1万円の手数料を、条例で定める証紙により納めなければならない。</p>
<p>(事務処理の特例)</p> <p>第37条の3 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(事務処理の特例)</p> <p>第37条の3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <p>(略)</p>
<p>(新潟県介護保険法関係手数料条例の一部改正)</p> <p>第18条 新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。</p> <p>次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。</p>	<p>(新潟県介護保険法関係手数料条例の一部改正)</p> <p>第18条 新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。</p> <p>次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。</p>

(1) 别表1の项に規定する介護支援専門员実务研修受講试験問題作成 事務手数料		なし。	
(2) 別表21の项に規定する手数料			
(3) 第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納める手数料			
(4) 第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納める手数料			
(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする手数料			
(新潟県食品衛生法施行条例の一部改正)			
第19条 新潟県食品衛生法施行条例（平成11年新潟県条例第53号）の一部を次のように改正する。			
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。			
第8条	改	正	後
2 (略)			第8条 (略)
3 第1項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。	2 (略)	3 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。	
4 (略)		4 (略)	
(新潟県理容師法施行条例の一部改正)			

第20条 新潟県理容師法施行条例（平成11年新潟県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

		改	正	後		改	正	前
		(手数料)			(手数料)			
第9条		(略)			第9条 (略)			
2	(略)				2	(略)		
3	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指 定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで ない。				3	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。		
4	(略)				4	(略)		

（新潟県クリーニング業法施行条例の一部改正）

第21条 新潟県クリーニング業法施行条例（平成11年新潟県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

		改	正	後		改	正	前
		(手数料)			(手数料)			
第7条		(略)			第7条 (略)			
2	(略)				2	(略)		
3	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指 定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで ない。				3	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。		

4 (略)

(新潟県美容師法施行条例の一部改正)

第22条 新潟県美容師法施行条例（平成11年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

		改	正	後	改	正	前
(手数料)				(手数料)			
第9条	(略)	第9条	(略)	2	(略)	3	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の規定による指</u> 定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。
	4 (略)		4 (略)				

(新潟県手数料条例の一部改正)

第23条 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

		改	正	後	改	正	前
(納入方法)				(納入方法)			
第5条	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>次に掲げるものについては、この限りでない。</u>	第5条	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表第5号の表17の項、第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げる手数料については、この限りでない。	第5条	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表第5号の表17の項、第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げる手数料については、この限りでない。	第5条	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表第5号の表17の項、第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げる手数料については、この限りでない。

(1) 别表第5号の表17の項、第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げるもの	
(2) 地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの	

(新潟県消防法関係手数料条例の一部改正)

第24条 新潟県消防法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改	正	後	改	正	前
(手数料の納入方法)					
<u>第6条</u> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>次に掲げるものについては、この限りでない。</u>			<u>第6条</u> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>第3条第1項又は前条第1項の規定により、試験の実施に関する事務を行わせることとした者に納めるものにあっては、この限りでない。</u>		
(1) <u>第3条第1項又は第4条第1項の規定により、試験の実施に関する事務を行わせることとした者に納めるもの</u>			(1) <u>第3条第1項又は第4条第1項の規定により、試験の実施に関する事務を行わせることとした者に納めるもの</u>		
(2) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u>			(2) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u>		

(新潟県火薬類取締法関係手数料条例の一部改正)

第25条 新潟県火薬類取締法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改	正	後	改	正	前			
(手数料の納入方法)			(手数料の納入方法)					
第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。			第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>第3条第1項の規定により指定試験機関に納めるものにあっては、この限りでない。</u>					
(1) <u>第3条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの</u>			(1) <u>第3条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの</u>					
(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの			(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの					
(新潟県、高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正)								
第26条 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。								
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。								
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。								
改	正	後	改	正	前			
(手数料の納入方法)			(手数料の納入方法)					
第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。			第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>第3条第1項の規定により協会又は指定試験機関に納めるものにあっては、この限りでない。</u>					
(1) <u>第3条第1項の規定により協会又は指定試験機関に納めるもの</u>			(1) <u>第3条第1項の規定により協会又は指定試験機関に納めるもの</u>					
(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの			(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの					
(新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正)								

第27条 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年新潟県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

	改	正	後	
（手数料の納入方法）				（手数料の納入方法）
第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。				第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、前条第1項の規定により協会又は指定試験機関に納めるものにあっては、この限りでない。
(1) <u>第3条第1項の規定により協会又は指定試験機関に納めるもの</u>				(1) <u>第3条第1項の規定により協会又は指定試験機関に納めるもの</u>
(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの				(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの

（新潟県大麻取締法施行条例の一部改正）

第28条 新潟県大麻取締法施行条例（平成12年新潟県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

	改	正	後	
（手数料）				（手数料）
第10条 （略）				第10条 （略）
2 （略）				2 （略）
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。				3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。

4 (略)
 (新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

第29条 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年新潟県条例第21号） の一部を次のように改正する。

次の表の改訂前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改訂後の欄中下線が引かれた部分を加える。

	改	正	後	前	
(手数料)	(手数料)				
第9条 (略)					第9条 (略)
2 (略)					2 (略)
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の規定による指 定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで ない。</u>					3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
4 (略)					4 (略)
					(事務処理の特例)
					第10条 地方自治法第252条の17の2 第1項の規定に基づき、法、この 条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、 次に掲げるものは、新潟市が処理することとする。
					(1)～(6) (略)
					(1)～(6) (略)

(新潟県覚醒剤取締法施行条例の一部改正)

第30条 新潟県覚醒剤取締法施行条例（平成12年新潟県条例第22号） の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

		改	正	後	改	正	前
(手数料)		(手数料)		(手数料)		(手数料)	
第5条	(略)			第5条	(略)		
2・3	(略)			2・3	(略)		
4	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指 定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで ない。			4	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。		
5	(略)			5	(略)		

(事務処理の特例)

第6条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に係る書類であつて知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。	第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に係る書類であつて知事に提出するものが処理することとする。
--	---

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第31条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成12年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

		改	正	後	改	正	前
(手数料)		(手数料)		(手数料)		(手数料)	
第9条	(略)			第9条	(略)		

		2 (略)	
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指 定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで ない。</u>	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。	2 (略)	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。
		4 (略)	
		(事務処理の特例)	
		(事務処理の特例)	
第10条 地方自治法第252条の17の2 第1項の規定に基づき、法、この 条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（法第24 条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。） に係る書類であつて知事に提出するものの受理及び県への送付の事務 は、新潟市が処理することとする。	第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2 第1項の 規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規 則に基づく事務（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの 許可に係る事務を除く。）に係る書類であつて知事に提出するものの受 理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。		
		(新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正)	
第32条 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第24号）の一部を次のように改 正する。	次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。		
		改	正
		後	前
(手数料)			
第2条 (略)	第2条 (略)		
2 (略)	2 (略)		
3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、	3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。		

		地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。																								
4	（略）	<p>（事務処理の特例）</p> <p>第3条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(36) （略）</p>																								
		<p>（新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部改正）</p> <p>第33条 新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。</p> <p>次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。</p>																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>改</th> <th>正</th> <th>後</th> <th>改</th> <th>正</th> <th>前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">(子数料の納入方法)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">(1) <u>第3条第1項の規定により協会に納めるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	改	正	後	改	正	前				(子数料の納入方法)						第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。						(1) <u>第3条第1項の規定により協会に納めるもの</u>		
改	正	後	改	正	前																					
			(子数料の納入方法)																							
			第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。																							
			(1) <u>第3条第1項の規定により協会に納めるもの</u>																							

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの

第34条 新潟県建設業法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。
(新潟県建設業法関係手数料条例の一部改正)

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

	改	正	後	改	正	前
(手数料の納入方法)						
第4条 別表1の項、2の項及び6の項から8の項までに規定する手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。						

（新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部改正）

第35条 新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

	改	正	後	改	正	前
(手数料の納入方法)						
第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。						

(1) 前条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による

る指定納付受託者に対する納付の委託をするもの

(新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部改正)

第36条 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改	正	後	改	正	前
(手数料の納入方法)					(手数料の納入方法)
第13条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次の各号に掲げるものにあっては、この限りでない。					第13条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次の各号に掲げるものにあっては、この限りでない。
(1)～(4) (略)					(1)～(4) (略)
(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする手数料					
(新潟県高齢者の居住の安定確保に関する法律関係手数料条例の一部改正)					
第37条 新潟県高齢者の居住の安定確保に関する法律関係手数料条例（平成13年新潟県条例第77号）の一部を次のように改正する。					
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。					
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。					
改	正	後	改	正	前
(手数料の納入方法)					(手数料の納入方法)
第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。					第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、前条第1項の規定により指定登録機関に納める場合にあっては、この限りでない。
(1) 前条第1項の規定により指定登録機関に納めるもの					
(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定によ					

る指定納付受託者に対する納付の委託をするもの

(新潟県計量法関係手数料条例の一部改正)

第38条 新潟県計量法関係手数料条例（平成17年新潟県条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改	正	後	改	正	前
(手数料の納入方法)			(手数料の納入方法)		
第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>次に掲げるものについては、この限りでない。</u>			第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 <u>ただし、第3条第1項の規定により指定定期検査機関に納めるものについては、この限りでない。</u>		
(1) 第3条第1項の規定により指定定期検査機関に納めるもの			(1) 第3条第1項の規定により指定定期検査機関に納めるもの		
(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの			(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの		

(新潟県県税条例の一部改正)

第39条 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改	正	後	改	正	前
(納税証明書の交付等)			(納税証明書の交付等)		
第15条 (略)			第15条 (略)		
2～4 (略)			2～4 (略)		
5 第3項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。			5 第3項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。		

<p>ただし、<u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</p>	<p>（所得割の税率）</p> <p><u>第17条</u> 所得割の税率は、100分の4（所得割の納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市の区域内に住所を有する場合には、100分の2）とする。</p>	<p>（所得割の税率）</p> <p><u>第17条</u> 所得割の税率は、100分の4（所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市の区域内に住所を有する場合には、100分の2）とする。</p>	<p>（免税軽油使用者証の交付手数料等）</p> <p><u>第56条の10</u> （略）</p> <p>2 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 ただし、<u>地方自治法</u>第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</p>	<p>（免税軽油使用者証の交付手数料等）</p> <p><u>第56条の10</u> （略）</p> <p>2 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 ただし、<u>地方自治法</u>第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油使用者証の交付手数料等）</p> <p><u>第19条の2</u> （略）</p> <p>2 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。 ただし、<u>地方自治法</u>第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</p>
--	---	--	---	---	--

対する納付の委託をするものについては、この限りでない。

(新潟県プール条例の一部改正)

第40条 新潟県プール条例（平成18年新潟県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

		改	正	後	改	正	前
(手数料)				(手数料)			
第13条	(略)			第13条	(略)		
2	(略)			2	(略)		
3	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>地方自治法</u> （昭和22年法律第67号）第231条の2の規定による指 定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで ない。			3	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。		
4	(略)			4	(略)		

(新潟県行政不服審査法施行条例の一部改正)

第41条 新潟県行政不服審査法施行条例（平成28年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

		改	正	後	改	正	前
(提出書類等の交付手数料)				(提出書類等の交付手数料)			
第4条	(略)			第4条	(略)		
2	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>地方自治法</u> （昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指 定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りで ない。			2	手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。		

3 （略）	3 （略）	3 （略）
（提出資料の交付手数料）	（提出資料の交付手数料）	（提出資料の交付手数料）
第13条 （略）	第13条 （略）	第13条 （略）
2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、 <u>地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>	2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。	
3 （略）	3 （略）	3 （略）

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

